

消費者 ハンドBOOK



私にとって本当に
必要なものって
なんだろう？

「消費」のこと
一緒に考えよう。

みんなも
しっかり
考えねーとな



西尾市

制作協力 西尾市新文化創造制作委員会



保険や安全に関するルールについても話し合っておこう

収支計画

上手にお金をやり繰りするには、収入と支出のバランスをよく考えることが大切です。将来の予期しない出費や収入減なども考慮して**余裕ある収支計画**（返済計画）を立ててみましょう。



返済計画について

- 自動車や携帯電話などは、購入時だけでなく、維持管理にも大きな費用が必要です。（保険料、税金、修繕費、通信料など）
- お金を借りる場合、利息と総額を確認しましょう。期間を延ばすと月々の返済額が減るものの、その多くが利息に充てられるため元金が減りません。結果、いつまで経っても返済が終わりません。

貸付型奨学金について

- 多くの学生が利用する貸与型奨学金ですが、返済できずに自己破産するケースが後を絶ちません。奨学金という名前がついていますが、返済義務の無い給付型奨学金とは全く異なり、あくまで借金です。利息が安いからと言って必要以上に借りるのは絶対に止めてください。
- 返済が長期間に渡るため、結婚、育児等の出費のかさむライフイベントと重複することも多いです。これらも良く考慮して返済計画を立てましょう。





コーヒー豆を生産してる
発展途上国の人は、
貿易上で弱い立場にあって
生産物を安く買い
叩かれてしまうことが
多いんだがー

フェアトレードは、
そういう生産物を適正価格で
買い続けることで、
生産する人たちの暮らしを守り、
経済的な自立を支援する
取組のことだろ？



社会や未来のことも考える

資源の枯渇や温暖化などの環境問題をはじめ、世界の飢餓や貧困の問題など、私達が直面している問題の多くに消費の在り方が大きく関わっています。商品を購入・使用する際は、自分のことだけでなく、社会や未来に与える影響についても考えてみましょう。



フェアトレードについて

- フェアトレードは、単に発展途上国の人々の収入を確保するだけでなく、自然環境の保護や労働環境などに関する枠組みを設けることで、持続的な生産が促進されるよう配慮されています。
- フェアトレード製品の購入は、毎日の生活の中で簡単にできる社会貢献の一つです。
- フェアトレードの認証を受けた商品には、国際フェアトレード認証ラベルが表示されています。食品(コーヒー、チョコレート、香辛料等)や衣料品などに記載されていますので探してみましょう。



国際フェアトレード認証ラベル



欲しいもの・必要なもの

私たちが自由に使えるお金には限りがあります。欲しいものばかりを次々に買ってしまつと、いざと言うとき必要なものが買えなかったり、しなくても良い借金をしたりすることになります。

また、よく考えずに必要のないものを購入することでゴミの量（環境負荷）を増やし、資源を無駄にしています。



商品・サービスを購入する時のポイント

- 「欲しいもの」と「必要なもの」を分けて考え、自分にとって「本当に必要なものか」を冷静に検討しましょう。
- 商品・サービスが自分の目的にあっているか、よく確認しましょう。
- よく検討した結果、買わないという選択をすることも重要です。

自分にとって
本当に必要なもの
なのかしっかり考えよう！

欲しいもの

必要なもの



契約って何だろう？

お店で物を買ったり、電車に乗ったり、美容院で髪を切ってもらったりと私たちは日常生活の中でたくさんの契約をしています。いつも当たり前のようにしているけど意外と良く知らない、契約の基礎について確認してみましょう。

契約とは

契約とは、当事者双方の合意によって成立する法的な拘束力を持った約束の事です。当事者にはお互いに契約内容を守る法的な義務が発生するため、相手方が契約内容を守らない場合、裁判所の判決を経て、契約の履行や損害の賠償を強制することが出来ます。

契約時のポイント

- 一度契約を結んでしまうと、自分の都合だけで契約を取消したり、変更したりすることはできません。**契約前に、内容を十分確認するようにしましょう。**
- 契約書とは別に約款(定型的な契約に関する細かな取り決め)が定められていることがあります。約款に書かれている事項についても確認しましょう。



契約時にはしっかり確認してお互い納得いく内容にしましょう。

契約の成立

原則として「申込み」と「承諾」の意思表示によって契約は成立します。口頭での意思表示のみでも有効な契約となります。

未成年者の契約

未成年者(20歳未満)が法定代理人(両親)の承諾を得ないでした契約は、取り消すことが出来ます。

ただし、未成年者であっても結婚している場合は成年として扱われる(成年擬制)ため、未成年を理由とした契約の取り消しは出来ません。また、未婚の未成年であっても、契約の取り消しができない場合があります。

取り消すことが出来ない場合

- 契約金額が少額(お小遣いの範囲)の場合
- 年齢を偽ったり、婚姻していると嘘をついたりして、相手方を騙して契約した場合

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、主に不意打ち性の高い特定の契約について、定められた期間内であれば「無条件」で解約することができる制度です。クーリング・オフ期間は契約方法・種類によって8日間と20日間があります。

クーリング・オフ期間

- 8日** 訪問販売・購入、電話勧誘販売、特定継続的役務提供
- 20日** 連鎖販売取引(マルチ商法)、業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法)

クーリング・オフの方法

- 書面で販売会社(及びクレジットカード会社)に通知します。書面作成時の注意事項については消費生活センターにお問い合わせください。

クーリング・オフはがき記入例

発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録」又は「簡易書留」で送ります。



郵便はがき	
〒000000	
〇〇市〇〇区〇〇番地	
〇〇株式会社	
代表者 様	
様	
契約解除通知書	契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
書面受領日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円	販売会社名 〇〇〇〇株式会社
右記日付の契約は解除します。なお、すみやかに支払済みの〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
住所氏名	平成〇〇年〇〇月〇〇日

クーリング・オフ制度の対象とならない契約

- 店頭販売、通信販売による契約は、基本的にクーリング・オフ制度の対象ではありません。
- クーリング・オフできない場合でも、事業者側で「返品特約」を設けている場合があります。

若者に多い 消費者トラブルと注意点

マルチ商法やキャッチセールス、インターネット関連トラブルなど、若者が被害に遭う危険性の高い消費者トラブルやインターネット利用上の注意点について確認してみましょう。

【マルチ商法やキャッチセールスのトラブルについて】

SNSや出会い系アプリを利用した投資詐欺、マルチ商法(MLM)等

投資詐欺やマルチ商法等の勧誘

●SNSに海外旅行や高級外車等の写真をアップロードするなどし、投資詐欺やマルチ商法がとても儲かるように信じ込ませて勧誘を行うものです。



※SNS…Social Networking Service、インターネットを利用した個人間の交流を図るためのサービス

対処法

- 「簡単に儲かるウまい話」はありません。話を鵜呑みにせず、よく考えましょう。
- SNSの投稿を契約書面だと主張して、契約金や入会金、解約料を請求してくる事業者もいます。実際には契約が成立していない場合がほとんどですので、冷静に経緯を振り返り、消費生活センターに相談してください。



キャッチセールス・アポイントメントセールス

キャッチセールスとは

●路上で「アンケートに答えてください」などと呼び止め、販売目的を隠してお店や喫茶店などに連れていき、強引に高額な商品やサービス(化粧品、エステ、ジュエリーなど)の契約をさせるものです。

アポイントメントセールスとは

●「海外旅行が当たったので取りに来てください」などと連絡して、販売目的を隠してお店や喫茶店などに呼び出し、強引に高額な商品やサービス(化粧品、エステ、美容機器など)の契約をさせるものです。

対処法

- 路上で呼び止められたり、手紙や電話などで呼び出されたりしても、知らない人の言葉に軽々しく従わないようにしましょう。
- 勧誘員の言葉を鵜呑みにせず、よく考えましょう。
- 要らない場合は、「いらない」とハッキリ断りましょう。
- いずれもクーリング・オフの対象です(8日間)。クーリング・オフ期間経過後でも、契約解除が可能な場合があります。詳しくは、消費生活センターまでお問合わせください。



【インターネット関連トラブルについて】

ネットゲーム依存症

ネットゲーム依存症とは

●ネットゲームにのめり込むあまり睡眠時間の減少や疲労などによって実生活に悪影響を及ぼしたり、引きこもって社会的な生活が困難になったりする症状のことです。



ネットゲーム依存にならないために

- 実生活(ゲーム以外の趣味やクラブ活動など)でやりがいを見つけ、**ゲームから一定の距離を置くことが重要です。**
- ネットゲーム依存の人が課金ゲームやRMT(※)に手を出した場合、課金が止められず、多額の借金を抱えてしまうことがあります。このような危険性をよく認識し、**安易に課金しないようにしましょう。**

※RMT…Real Money Trade、ゲーム内のアイテムやアカウントを実際のお金で売買すること。



インターネット通信販売等に関するトラブルについて

商品の未着等に関するトラブル

●インターネット通信販売では商品の未着・返品・返金に関するトラブルが多発しています。

●通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。その代わり、販売店には「返品・交換条件」についてカタログやウェブサイト上に分かりやすく表記することが義務付けられています。注文する前に、「返品・交換条件」についてよく確認しましょう。



なりすまし EC サイト

●実在する大手ショッピングサイト等をそっくりコピーしたものや、連絡先等を偽ったものです。模倣品が送られてくる、注文しても何も送られてこないなどの被害が発生しています。

(なりすましECサイトの特徴)

- 運営者情報(運営者氏名・住所・電話番号)が記載されていない。
- 連絡先がフリーメール
- 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている。
- 機械翻訳のような不自然な日本語表現がある。
- 支払い方法が、個人名口座への銀行振込



ワンクリック詐欺

●インターネット画面上に突然、「登録完了」などと表示し、高額な入会料金、退会手数料等を請求するのがワンクリック詐欺です。

●ワンクリック詐欺の対処法は ⇒ 関わらない・無視する・払わない。

●公的機関によく似た名前で、「ワンクリック詐欺救済」をうたう業者がいます。不必要な調査料金を請求されるなどの二次被害を招く恐れが高いので、絶対に連絡しないでください。

●請求画面が消えないなど、お困りの際は消費生活センターにご相談ください。



SNS、ウェブサイト上での情報発信について

個人情報とプライバシー

●個人情報とは、個人を特定できる情報(住所、名前、生年月日等)のことです。これに対し、プライバシーは、他人に知られたくない個人的な情報(悩み事、スリーサイズ等々)ことです。

●一旦SNSやウェブサイト上にアップロードされた情報は、消去が非常に困難です。個人情報やプライバシーを公開することは、長期間、犯罪や嫌がらせ等に巻き込まれる危険性があります。

●他人の個人情報やプライバシーを勝手に公開することは名誉毀損罪等に問われる場合があります。



著作権、肖像権

●全ての画像や文章、音楽等は著作権によって保護されています。(個人利用の範囲内でのみ複製等が可能です) また、他人が写っている写真にはその人の肖像権(自分が写った写真等を勝手に取られたり公表されたりしない権利)が及びます。

●許可なく、写真や画像等を使用した場合、使用差止や損害賠償を求められる場合があります。SNSやWebサイト上で画像や写真等を公開するときは、著作権や肖像権を侵害していないか良く確認しましょう。



